

YOU優だより



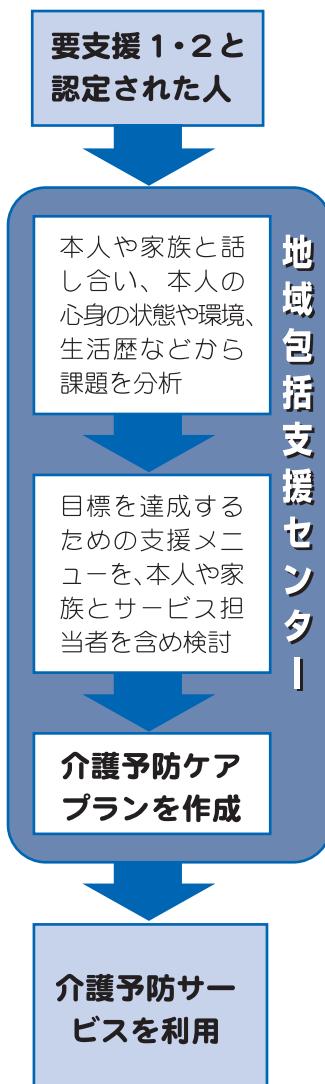
今月の担当
細野 恵里子
保健師

新年度がスタートします。初めての体験や新たな出会いに否応無しに緊張も高まり、体調を崩しやすい季節です。うまく気分転換を図つて乗り切りましょう。

4月1日より地域包括支援センターがスタートします

高齢者が住みなれた地域で、安心してその人らしい生活を継続できることが支える機関として、『幌延町地域包括支援センター』が開設されます。（それに伴い『在宅介護支援センター』は廃止となります）新たに開設される地域包括支援センタ

【図1】予防給付の流れ



1・2と認定された方が受ける介護予防サービスです。地域包括支援センターでは介護予防サービスを利用するためには、介護予防のための『生活機能評価』を今年度は平成20年4月1日時点で65歳以上で要介護1以上の方を除いた全住民の方に行います。その結果を踏まえて、介護予防に皆さんのが効果的に取り組めるよう、様々な機会を使つて介護予防の方法をお知らせしたいと考えています。

要支援1・2の方の利用できるサービス

- 介護予防通所介護（デイサービス）
- 介護予防訪問介護（ヘルパーサービス）
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護（ショート・ステイ）
- 介護予防住宅改修費支給
- 介護予防福祉用具販売

※1 予防給付とは、要介護認定の結果、要支援です。

※2 包括的支援事業とは、次の4つの事業です。

※3 包括的支援事業は、方へ、介護予防プランの果特定高齢者に該当した

● ① 介護予防ケアマネジメント事業として、※2の結果、高齢者に該当した方へ、介護予防プランの作成と必要な支援を行います。

● ② 総合相談・支援事業として、高齢者の皆さんがあらかじめ、高齢者の皆さんが自立した生活を営むための相談を受けたり、必要な支援を行います。

● ③ 権利擁護事業として、虐待の予防の啓発や・施設措置などの支援を行います。

● ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業として、高齢者の皆さんを支えるために必要な地域の関係機関との連携を行っていきます。

幌延町地域包括支援センター
(電話5-1790)

作成と必要な支援を行います。